

年表

年月日	事 項
明5・8・3	近代教育の実施と推進を告げる「学制」の公布がなされた。 「自今以後、一般の人民必ず邑に不学の戸なく、家に不学の人なからしめんことを期す……」と。
明6・9	「大分県小学校規則」が定められ、「学制」による学校を設置することとなる。 大野郡は五大区に分けられ、それぞれに学区取締をおいた、区内小学校区に学校世話方を任命した。大野郡は十五名。後の学務委員である。 小学校は二種類の課程があり、最初の四年間で修学する下等学校(六才〜九才)、あとの四年間で修学する上等学校(十才〜十三才)があった。 下等小学の課程は八級に分けられ、毎級六カ月の習業と定めた。その内容は綴字・読方・誦誦・口授・習字・算術等であった。 しかし、当時は、教育をせいたくなくものと考えたり、学問をすることによって身を誤ると信ずる者や、家事の手助けなどがいそがしいために就学率はきわめて低いものであった。(明治十二年大分県平均就学率は四〇・八%である。)
明6・11	柴北村に柴北学校を設立(現大聖寺の向い側県道の上の台地)。
明8	栗ヶ畑村に栗ヶ畑学校を設立(栗ヶ畑神社の近くであつたらしい)。
明19・4	「小学校令」公布。 小学校を尋常・高等の二段階にし、修業年限は各々四カ年とし、尋常小学四カ年を義務教育とした。
明20・4	柴北学校、栗ヶ畑学校を統合し、黒松村に黒松簡易学校を設立した。校舎は山田の安部庄太郎氏の酒蔵を購入してこれにあてた。